

欧米諸国で推進される中小企業向け労働安全衛生行政施策の わが国への適用について

高木元也*1

本研究では、中小企業の労働安全衛生活動の支援方策を見出すため、欧米諸国における中小企業に対する労働安全衛生行政施策に関する事例調査等を行い、それら施策のわが国への適用を検討した。その結果、欧米諸国の中小企業に対する労働安全衛生行政施策には、①労働災害を含む経営全般リスクの総合的支援、②中小企業の経営支援を所管する行政との連携、③大企業による中小企業支援の仕組みづくり、④労働安全衛生関係法規を理解促進させる取り組み、⑤企業等の依頼に応じた行政支援、⑥慈善団体や中小企業等組合への支援、⑦中小企業への新たな規制による労働安全衛生推進等の特徴があることが明らかになった。わが国でもこれらを踏まえた行政施策の推進が求められる。

キーワード: 中小企業、労働安全衛生行政、労働災害

1 はじめに

わが国では中小企業の労働災害が多発している。平成27年、休業4日以上死傷災害年千人率は、労働者数1～9人規模の事業場が1.82と、300人以上の規模の事業場の1.05と比べ1.73倍にも及ぶなど、中小規模事業場の死傷災害発生割合は高い¹⁾。ただ、中小企業の多くは人材面、資金面等に余裕がなく、労働安全衛生活動の推進力の向上が課題とされている²⁾。

本研究は、中小企業の労働安全衛生活動の支援方策を見出すため、欧米諸国における中小企業に対する労働安全衛生行政施策の事例調査を行い、労働安全衛生行政経験者へのヒアリング調査等を踏まえ、それら施策のわが国への適用を検討した。

2 わが国における中小企業支援の必要性

わが国における労働安全衛生行政による中小企業支援の必要性について、建設業を例にあげ述べる。

建設業法に基づく建設業許可業者465,454業者（平成29年3月末）を資本金階層別にみると、中小企業の定義の一つである資本金3億円未満の業者は99.4%と、建設業はほとんど中小建設業者が占めている³⁾。

これまで筆者らは、中小建設業者の安全上の課題として、労働災害防止団体、安全活動支援を行っている産業団体等に加盟していない中小建設業者に対する有効な労働災害防止活動の促進方策の構築が必要であることなどをとりあげてきた⁴⁾。

このような状況は、他産業でも同様である。労働災害防止団体に属さない中小企業、会員の労働安全衛生活動を支援しない産業団体にしか属さない中小企業、どこの産業団体にも属していない中小企業等は、外部からの支援を受けることは難しく、自社内に労働安全衛生を担える人材を抱える余裕もなく、自主的な労働安全衛生活動が困難な状況にある⁵⁾。

今後、労働災害の更なる防止には、このような中小企業を対象とした労働安全衛生行政による支援が有効と考える。

3 事例調査の方法

欧米諸国における労働安全衛生行政による中小企業支援事例を調査するため、Webによる文献調査を行った。ヨーロッパは、European Agency on Safety and Health at work（欧州労働安全衛生機関）の報告書「Improving occupational safety and health in SMEs : examples of effective assistance（中小企業の労働安全衛生の改善—効果的支援の実例—）」（2003）⁶⁾に掲載された18実例のうち、イギリス、フランス、ドイツ、デンマーク、フィンランド、オランダ等、比較的GDPの高い国の政府主導で実施された事例、または民間団体（研究機関、商工会議所、慈善団体等）主導でも政府支援がある事例等、計11事例を対象とした。一方、米国は、OSHA（Occupational Safety and Health Administration、労働安全衛生庁）、NIOSH（National Institute for Occupational Safety and Health、国立労働安全衛生研究所）のホームページに掲載されている事例を対象とした。

4 欧米諸国における中小企業の労働災害防止の課題

欧米諸国でも中小企業が全企業の大半を占める。EU全体では、中小企業（従業員数250人未満）は全企業の約99%を占め、労働者の約66%が中小企業に雇用されている⁷⁾。米国でも同様の傾向にある⁸⁾。Eurostat（欧州委員会統計担当部門）の調査によると、致命的な労働災害は、零細企業（同10人未満）で最も多く発生し、3日以上の上休を伴う事故は、小規模企業（同10～49人）が最も多い⁹⁾。業種別では、農業、製造業、電気・ガス・水道業、建設業、卸売業、修理業、ホテル業、飲食業、運輸・通信業、金融業、不動産業等で労働災害が多発し、このうち、建設業、卸売業、修理業、ホテル業、飲食業のケータリング業、運輸業の労働災害は中小企業が99.9%を占める⁹⁾。

本報告の内容は、安全工学、Vol.56、No.3、pp.187-193.で発表したものを一部修正しとりまとめたものである。

*1労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究センター

連絡先：〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6

労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究センター 高木元也*1

E-mail: takagi@s.jniosh.go.jp

これら業種で労働災害防止活動が浸透しないのは、
a.労働災害リスクや労働安全衛生法規に関する知識不足、
b.労働災害防止活動を推進するために必要な時間や資料の不足、
c.労働安全衛生担当部門がないことや労働安全衛生行政との接点がないこと、
d.相談体制の未整備、
e.労働災害防止意識の欠如、
f.労働災害防止活動が社長（オーナー）任せなどが指摘されている⁹⁾。

このような背景の下、EUは「EU Health and Safety at Work Strategy (EU労働安全衛生戦略、対象年度2007年～2012年)」を策定し、その中で労働災害25%削減の目標を掲げ、目標達成には中小企業、下請企業等に対する取り組みが重要であると示している¹⁰⁾。

5 労働安全衛生行政による中小企業支援事例

国別に事例調査の結果を示す。

1) イギリスの事例

(1) 良き隣人プロジェクト⁶⁾

① 実施主体

HSE (Health and Safety Executive, 労働安全衛生庁)

② 概要（事業開始年：1997年）

本プロジェクトは、HSE主催の企業フォーラムに中小企業参加者を増加させ、大企業と中小企業の活発な交流を図るものである。これまで経済分野で築いてきた大企業と中小企業の間を労働安全衛生分野に拡大することを目指し、大企業が有する労働安全衛生ノウハウを中小企業に習得させることを狙う。フォーラムの主な内容は、
a.大企業に対し中小企業支援を要請し応諾させる、
b.中小企業に労働安全衛生への関心を高めさせる、
c.不参加の中小企業に対しても本プロジェクトに関心を向けさせるなどである。

イギリス労働安全衛生研究所は、本プロジェクトを評価し、①中小企業参加者に対し労働安全衛生のモチベーションを高めた、②大企業に対し中小企業支援のモチベーションを高めた、③中小企業側は、今後の参加者増加のため、HSEに強い実行力を期待していることなどが明らかとなった。

(2) 新ガイドライン「労働安全衛生を簡単に」⁶⁾

① 実施主体

HSE

② 概要（ガイドライン発行年：2011年）

HSEは民間企業と共同で、新ガイドライン「Health and Safety made Simple (労働安全衛生を簡単に)」を策定した。これは、労働安全衛生法の遵守は、煩雑で時間や費用がかかると懸念しがちな中小企業経営者に対し、自社の規模と業務内容に応じた箇所だけを遵守すればよく、小規模でリスクの低い職場は何をする必要があるのか、逆に何をしないかなどをわかりやすく解説し、法の遵守が企業の負担にならないことを理解促進させるものである。要点を以下に示す。

a)労働安全衛生のサポート役の確保

・外部の専門家の招聘は危険性の高い職場には必要であるが、危険性の低い職場には必要ない。

b)労働安全衛生方針の策定

・従業員5人以下の企業は必要ない。

・テンプレート（標準様式）、労働安全衛生方針事例の提示。

c)リスクアセスメント

・従業員5人以下の企業は記録の義務づけはない。

・大量な文章は不要で、重大リスクのみ記録する。全てのリスクの除去は必要ない。

・リスク評価ツール、それを使ったリスクアセスメント事例、記録用テンプレートなどを提示。

d)安全衛生設備の提供

・対象設備は、生活設備（トイレ、手洗場、飲水場、更衣室、食堂等）、衛生設備（空調、照明、広さ、清潔さ、ゴミ捨場等）、安全設備（作業場の適正管理、床・通路の障害物除去等）である。

本ガイドラインは無料でWebにアップされ、労働安全衛生法は容易に遵守できることをアピールしている。

(3) プラスチック製造業労働衛生監査キャンペーン⁶⁾

① 実施主体

HSE

② 概要（事業実施期間：2013～2014年）

イギリスにある約6,000社のプラスチック製造企業の97%が中小企業であるが、本キャンペーンは、その従業員がプラスチック燃焼の際、有害な煙に晒されるリスクを評価するため、HSEがa.煙の管理と曝露に対するリスク評価と将来のリスク予測、b.煙の管理が不十分な場合は強制措置の実施、c.煙以外に問題がある場合の調査範囲の拡大等の監査を行った。

(4) 慈善団体による中小企業安全支援⁶⁾

① 実施主体

Health@work (Health at Work Centre)

② 概要（事業実施期間：1996～1998年）

本事業「Safety and Support for business : SAS (企業安全支援)」は、イギリス北西部の大規模工業地域において、これまで多くの行政機関に労働安全衛生向上プログラム等を提供している慈善団体 Health@work が、国から117,000ユーロの助成を受け、中小企業（従業員50人未満）や零細企業（従業員10人未満）を対象に安全支援を実施した。中小企業の従業員が安全の基本を習得できるようスターターキット（a.企業の安全方針、b.法的要求事項、c.リスク評価、d.環境評価等）を制作し、参加者には1時間の無料監査を提供した（実際の支援は有料）。本事業の評価はリバプールジョージムーア大学が行い、参加企業の63%が無料監査に意欲的であり、また、多数の参加企業が、自社の安全を見直し、労働安全衛生法等への意識を向上させ、安全費用低減効果を認めた等、高い評価が示された。

2) 米国の事例

(1) 現場コンサルテーションプログラム¹¹⁾

① 実施主体

OSHA

② 概要

現場コンサルテーションプログラム（無料）の活用好事例として紹介されたものを以下に示す。

a) コンクリート製品製造会社の事例（2005年開始）

この会社は従業員約 20 人で、コンクリート石造協会入会を機に、ニューヨーク州労働局に本プログラムを申請し、派遣された州政府コンサルタントによる事業場視察の結果、狭隘空間、記録保存、危険情報連絡方法等で問題点を指摘された。同社はそれらを解決するため包括的安全プログラム、研修プログラム等を作成し、従業員の安全確保と作業性向上を図り、OSHA 安全衛生達成認定プログラム（SHARP）に承認された。

b) 梱包材製造会社の事例（2008年開始）

この会社は、ノースカロライナ州労働局に本プログラムを申請し、派遣されたコンサルタントから、電気配線、可燃性備品の保管、備品メンテナンス、保護具、労働安全衛生マネジメント等での問題点を指摘された。同社は、それを受け指摘事項を改善し、労働安全衛生管理体制を確立し、全備品と作業工程を対象にリスクアセスメントを行い、リスク低減対策を講じた。その結果、2008年～2012年、労働災害は 80%も減少し、これにより SHARP に承認された。

(2) OSHA と製造業団体等との連携¹¹⁾

① 実施主体

OSHA, NIST (National Institute of Standards and Technology, 国立標準技術研究所), MEP

(Manufacturing Extension Partnerships, 製造業者普及パートナーシップ) の連携

② 概要 (事業開始年: 2014年)

OSHA と NIST は、中小企業の従業員の安全確保のため、生産性向上、新分野創造、生産工程改善、市場競争力向上等を目的に設立された全米規模の中小製造業支援組織 MEP と連携し、OSHA 現場コンサルテーションプログラムに関し、a. NIST が MEP のブログに関連記事投稿、b. OSHA が MEP 会員対象としたセミナー開催、c. OSHA, NIST, MEP が省庁間ネットワークを通じたミーティング開催等を行った。

(3) OSHA と製造業技術センターとの連携¹¹⁾

① 実施主体

OSHA, MANTEC (The Manufacturing Technology Center, 製造業技術センター) の連携

② 概要 (事業開始年: 2010年)

OSHA は、ペンシルバニア州の製造業発展を目的に設立された NPO 法人 MANTEC (州地域振興経済開発省と MEP (5.2) (2)①参照) が支援) と連携し、MANTEC 会員である中小企業の労働安全衛生問題の解決に向け、教育研修プログラムの作成、中小企業向け経営説明会への講師派遣、MANTEC 労働安全衛生カリキュラムの水準向上等を行った。一方、MANTEC は、製造業向け技

術誌で OSHA 関連情報を提供し、OSHA 各種プログラムに対し中小企業の参入を促した。

(4) 有害性評価プログラム (HHE: Health Hazard Evaluation)¹²⁾

① 実施主体

NIOSH

② 概要

本プログラムは、NIOSH が、事業者、従業員代表等からの申請を受け、従業員が有害な職場環境に晒されていないか評価するものである。事例を以下に示す。

a) 電子機器メーカーの事例 (2009年開始)

NIOSH は、電子コネクタ組立で発生する悪臭による従業員の曝露を懸念する電子機器メーカーからの HHE 申請を受け、作業工程と設備のチェック、従業員聞き取り調査により、a. 接着・オープン硬化作業でのトルエン、エタノールの大気サンプル収集、b. 事業場局所排気装置チェック等を行い、改善提案を行った。

b) 美容室の事例 (2011年開始)

NIOSH は、従業員のホルムアルデヒド曝露を懸念した美容室経営者からの HHE 申請を受け、ホルムアルデヒド曝露等、職場の有害性を調査した。その結果、ヘアスミージングやトリートメント時、従業員の曝露は NIOSH, ACGIH (米国産業衛生専門家会議) が定めた限界値を超えており、改善提案が行われた。

3) ドイツの事例

(1) ベンチャー企業へのコンサルティング⁶⁾

① 実施主体

Ministry of Labour and Social Affairs for North Rhine Westphalia (ノルトラインヴェストファーレン州労働保健社会省)

② 概要 (事業開始年: 2002年)

本事業は、この州のベンチャー企業に対する労働安全衛生コンサルティングのためのネットワーク構築である。この州では年間約 2,300 社が設立されるが、新会社の将来のマネージャークラスを対象に、労働安全衛生情報の提供、労働災害防止意識の向上を狙うものである。本事業資金は政府予算に加え EU が提供した。

(2) クリーニング業での労働安全衛生のための連携⁶⁾

① 実施主体

Hamburg Occupational Health and Safety Office (ハンブルク労働安全衛生事務所), VUT (Hamburg Association for Environmental Protection in the Dry Cleaning Sector, ハンブルク同盟) の連携

② 概要 (事業開始年: 1997年)

ハンブルク労働安全衛生事務所は、ドライクリーニング業が、住民団体、食品加工会社、貿易会社等から溶剤（ペルクロロエチレン等）の使用を批判される中、当該企業を対象に、定期的に事業場のモニタリング等の監査を行い、優秀な取り組みを行う企業に対する認定制度を開始した。認定を受けると同事務所の監査対象から除外される。また、1999年、同事務所は、環境と清潔をスロ

ーガンに設立された VUT と提携し、技術指導、点検計画支援等に基づく中小企業の自主的な労働災害防止のための監視システムを構築した。この結果、ハンブルクのドライクリーニング業は労働災害防止意識が高まり、溶剤を使用する企業が減少し、安全装置を用いた新作業手順を導入する企業が増えた。

4) オランダの事例「専門業種別規約」⁶⁾

① 実施主体

HBA¹ (Central Industry Board for Skilled Trades, 専門業種中央産業委員会)²

② 概要 (最初の規約発行年: 1997 年)

HBA は全 52,000 社対象の専門業種の企業家、従業員の代表組織であり、業種はサービス業(美容院, 足治療), 製造・修理業(菓子職人, 靴屋), 芸術関連業(金/銀細工師, 白陶器業者)等で、自営業者が大半を占める。HBA は、企業の協力を受け、専門業種別規約を策定した。規約は a.品質, b.衛生, c.エネルギー, d.安全, e.環境に分かれ、法的要求事項, セクター別適正基準, 成功事例等がまとめられている。一規約策定に約 15,000 ユーロがかかるが、業者負担は約 450 ユーロにとどまり、残りは HBA が負担した。

労働組合評議会は、本規約は、業種特性に合致した包括的な内容で、容易で迅速に実践でき管理面の負荷が少なく、低コストであるなどを成功要因にあげた。

5) スペインの事例「農業部門の事故防止計画」⁶⁾

① 実施主体

Comision del Sector Agrario (農業部門委員会, ナバラ州政府, 農業経営者団体, 労働組合等で構成)

② 概要 (農業部門委員会設立年: 1996 年)

本事業は、ナバラ州で、機械や農薬の使用で事故率が高い小規模農場を対象に、教育研修、機械の点検等により事故率減少を目指した。2000 年より、州政府は助成金等を予算化し、次の施策を推進した。

a) 小規模農場の優先的リスク低減対策の実施

重篤リスクは主に機械関連(トラクター等農耕機械)で、各地域に機械検査部門を設け啓発週間を設けた。

b) リスクアセスメントの導入

専門家による小規模農場のリスクアセスメント研修が行われた。自営農業経営者自らがリスクを評価し最適な防止策が実行できるようテキストが制作された。

c) 長期的な波及効果が見込まれる対策の実施

雑誌, ポスター, 専門家向け研修資料, 労働安全衛生法関連資料等の発行, セミナー開催等が行われた。

本事業は、検査に持ち込まれた農業機器が 16,000 機と地域全体の約 80%も占め、農業経営者団体主催の講座では、研修担当者等に対し、320 件にも及ぶ技術指導申請が寄せられるなど、高い評価を受けた。

6) フィンランドの事例「経営リスク管理ツール」⁶⁾

① 実施主体

VTT (Technical Research Centre of Finland, フィンランド技術研究センター) 主導. Finnish Institute of Occupational Health (フィンランド労働安全衛生研究所), トゥルク経済・経営大学, タンペレ技術大学の協力

② 概要 (事業実施期間: 1996~2000 年)

VTT は、中央政府にある労働経済省所管の国立研究機関で、新技術開発による製品競争力の向上, 新事業創出等を目的に 1942 年に設立された。

VTT は、大企業(特に製造加工業)が使用するリスク管理手法を基に、中小企業特有リスクを踏まえ経営リスク管理用のツールキットを制作した。欧州社会基金, 社会保健省, 労働環境基金, 保険会社等が資金援助を行った。そのリスクは、経営全般を対象に、a.人事(労働災害, 退職等), b.経営(売上, 利益等), c.資産(火災, 自然災害等), d.情報(機密漏洩, 情報システム障害等), e.契約責任(不履行等), f.製造物責任(不良品等), g.中断(停電, 資材未調達等), h.輸送(破損, 車両事故等), i.環境(規制対応, 不適合品使用等)に分けられている。

本キットは、ブックレット, ワークカード, 情報カードに分かれ、ブックレットには、主なハザード, リスクアセスメント手法が説明されている。ワークカードは、上記 a.~i.に役立つ 17 のツール(リスクチャート, チェックリスト等)で構成され、情報カードは、労働安全衛生, ストレス管理等, 6 分野を対象に、例えば労働安全衛生では、経営者がすべき事項として、a.関係行政機関への登録, b.損害賠償保険加入, c.従業員への協力要請, d.重大リスクの優先管理, e.衛生設備(トイレ, 飲料等)完備, f.労働安全衛生方針の策定, g.事故発生時の対応等が示されている。

7) デンマークの事例「中小企業労働衛生支援」⁶⁾

① 実施主体

OHS (Occupational Health Service Centre, 労働衛生サービスセンター)

② 概要 (事業実施期間: 1996~2000 年)

北シェラン島にある OHS は、デンマーク企業の労働衛生促進の中心的役割を担う公的機関である。1998 年施行の職場環境法では、特定セクター(工業等)に属する企業は OHS への入会が義務づけられた。

本事業は、OHS 会員の中小企業のうち、製造業, 建設業, サービス業(ホテル, レストラン等)を主対象に、通常業務に導入できる支援策の開発を目的に、中小企業向けコンサルティングサービス, 作業環境評価, 就業後セミナー, 中小企業間交流セミナー, 地方雇用主団体との交流, 中小企業向け情報提供(ニュースレター, 地方週報向け記事等)等を行った。運営資金は全国労働環境委員会が拠出した。

本事業は、a.中小企業経営者へのヒアリング調査, b.提供サービス開発, c.視察, d.中間評価, e.視察・サービス点検, f.最終評価, g.外部評価の順に行われた。OHS は参加企業 324 社の半数超を視察し、中間評価ではほとんどの中小企業は OHS に満足と回答した。

¹ Hoofd Bedrijfschap Ambachten(オランダ語)の略称

8) フランスの事例「安全コーディネーター派遣」⁶⁾

① 実施主体

CRAM des Pays de la Loire (ロワール地域健康保険基金), 食肉加工業連合組合, サルト県雇用主組合の連携

② 概要 (事業実施期間: 1999~2000年)

本事業は, 危険な産業といわれる食肉加工業 (食肉処理場, 精肉店等) を対象に, 定例会に安全コーディネーターを派遣し労働災害防止を目指した。ロワール地域健康保険基金が 46,000 ユーロを支援 (費用の半分程。残りは企業側が負担) した実験的事業である。サルト県雇用主組合は, 組合員合同で労働調整官を 1 年間雇用了。同基金は, a. 中小企業に世界レベルの労働災害防止活動を周知, b. 安全コーディネーターによる教育訓練, c. 中小企業に本事業加入の勧誘等を行った。

本事業は, コーディネーターと企業双方から評価を受け, 同基金による財政支援, 安全コーディネーター派遣による安全意識が希薄なマネージャークラスの安全意識向上等が認められ, 成功と評価された。

6 労働安全衛生行政経験者ヒアリング調査

ここまで, 欧米諸国における労働安全衛生行政による中小企業支援事例をみてきたが, これら事例のわが国への適用を検討するため, 労働安全衛生行政経験者にヒアリング調査を行った。

調査方法は, 労働安全衛生行政経験者 1 名を対象に, 事前に事例調査の内容を説明した上で, 複数の労働安全衛生行政経験者の意見集約を経て回答を得た。

その結果を以下に示す。

- ・イギリスの事例「良き隣人プロジェクト」のように, 大企業と中小企業の交流は有用である。わが国でも, 労働基準監督署による中小企業対象の集団指導で大企業の事例発表等を行っているが, 大企業との交流までには至っていない。ただ, 労働安全衛生行政が主催すると, 企業に強制的な印象を抱かせるなど, 自主的な交流を妨げるおそれがある。
- ・事例「新ガイドライン“労働安全衛生を簡単に”」は, わが国でも中小企業が労働安全衛生法規を理解することは容易ではなく, 参考になる。
- ・事例「プラスチック製造業労働衛生監査キャンペーン」のような取り組みは, わが国でも, 労働基準監督署が, アスベスト, プレス機械, 化学物質等, その都度ターゲットを絞っている。
- ・事例「慈善団体による中小企業安全支援」は中小企業の安全意識向上につながれば参考になる。わが国では, 行政の財政支援に基づく慈善団体等による企業への労働安全衛生支援は見受けられない。
- ・米国の事例「現場コンサルテーションプログラム」は, 無料を評価する。わが国では, 労働安全衛生行政によるコンサルタント派遣の仕組みはないが, コンサルタントに権威を持たせることは実効性が担保され有効である。SHARP 認定制度については, わが国でも各労働局に安全衛生優良企業の認定制度があるが, 認知度が十分とはいえ企業への積極的な活用はあまり見受けられない。

労働局に安全衛生優良企業の認定制度があるが, 認知度が十分とはいえ企業への積極的な活用はあまり見受けられない。

- ・事例「OSHA と製造業団体等との連携」における省庁間ネットワークによる連携は, わが国でも参考にすべきものである。
- ・事例「OSHA と製造業技術センターとの連携」は, 労働安全衛生行政と製造業関連機関との連携であり参考になる。わが国でも中小企業経営者団体との連携を模索しているが, その多くは労働安全衛生を重視しておらず, 十分な成果が出ているとはいえない。
- ・事例「有害性評価プログラム (HHE)」は, 企業の申請に応じ, 継続的に調査する点を評価する。ただ, わが国では自ら申請する中小企業は多くないであろう。このようなプログラムの権威づけには労働安全衛生行政と産業団体等の連携が必要である。
- ・ドイツの事例「ベンチャー企業へのコンサルティング」について, わが国でも, 中小企業経営者の多くは, 法的規制は煩わしいと感じ, 長期的にみれば職場の労働安全衛生は利益につながる事が理解されていない。また, 労働安全衛生行政は処罰するイメージが強く, 近年, 労働基準監督署では監督課と安全衛生課に所掌を分け, 監督課は取り締まり, 安全衛生課は助言を担うなど, 助言にも力を入れているが十分認知されていない。労働基準監督署でも, 新規把握事業場に対する監督・指導は行っている。
- ・事例「クリーニング業での労働安全衛生のための連携」について, わが国でも優良事業場認証制度はあるが, 労働安全衛生行政と民間の連携による権威ある認定制度の確立や, 認定を受けると監査対象から除外されるような安全衛生活動へのインセンティブ付与は参考になる。
- ・オランダの事例「専門業種別規約」は, 家内労働的な零細業者が対象であるが, わが国では, 労働基準監督署がそれら業種を所管する行政が主催する説明会で集団指導することはあるが, 労働安全衛生への関心が低く十分な成果は見受けられない。
- ・スペインの事例「農業部門の事故防止計画」において, 経営者協会が「プログラム促進のためにリスク防止の専門家を雇用した」など, 経営者の労働災害防止意識の向上につながった点は評価できる。
- ・フィンランドの事例「経営リスク管理ツール」は, 経営リスク全般を対象に経営管理用ツールキットを作成し, その一つに労働安全衛生を盛り込んでおり, 中小企業経営者にとって受け入れやすい。
- ・デンマークの事例「中小企業労働衛生支援」について, 職場環境法による企業への OHS 入会の義務づけは, 企業のレベルアップが期待でき参考になる。
- ・フランスの事例「安全コーディネーター派遣」について, わが国にも安全衛生管理特別指導事業場制度があり, 労働安全衛生行政が労働災害発生状況により事業

場を指定し、監督・指導により事業場の改善を図っている。本事例は一企業ではなく産業団体を対象としている点が参考になる。

7 わが国の労働安全衛生行政施策の新たな視点

今回の事例調査によれば、限られた事例ながら、欧米諸国の中小企業に対する労働安全衛生行政施策は、次のような特徴が見受けられ、わが国でもこれらを踏まえた行政施策の推進が求められる。

① 労働災害を含む経営全般リスクの総合的支援

フィンランドの事例「経営リスク管理ツール」では、a.人事（労働災害含む）、b.経営、c.資産、d.情報、e.契約責任、f.製造物責任、g.中断、h.輸送、i.環境のリスクを対象としている。また、オランダの事例「専門業種別規約」では、規約は a.品質、b.衛生、c.エネルギー、d.安全、e.環境に分かれている。このような中小企業に対する経営リスク全般を対象とした総合的な支援は中小企業の関心も高く、今後の重要な視点といえる。

② 中小企業の経営支援を所管する行政との連携

①を推進するには、中小企業の経営支援を所管する行政との連携が有効である。米国の事例「OSHA と製造業団体等との連携」、「OSHA と製造業技術センターとの連携」、ドイツの事例「ベンチャー企業へのコンサルティング」、「クリーニング業での労働安全衛生のための連携」、フィンランドの事例「経営リスク管理ツール」、スペインの事例「農業部門の事故防止計画」等は、労働安全衛生行政と中小企業支援行政等の連携によるものであり、わが国でもこのような連携が求められる。

③ 大企業による中小企業支援の仕組みづくり

イギリスの事例「良き隣人プロジェクト」のように、大企業保有の労働安全衛生ノウハウを中小企業に習得させる仕組みは、国全体の労働安全衛生水準を高めるために有効である。これまで、わが国は労働災害防止団体が、大企業の労働安全衛生ノウハウを中小企業に提供してきたが、労働災害防止団体に属していない中小企業等に対しては、新しい方策を構築する必要がある。「良き隣人プロジェクト」は HSE が実施主体だが、効果的に進めるには、②で取り上げた中小企業の経営支援を所管する行政や経済団体等との連携が求められる。

④ 労働安全衛生関係法規を理解促進させる取り組み

Eurostat 調査のとおり、労働災害防止活動が浸透しない理由の一つである労働安全衛生法規の知識不足を解消すべく、イギリスの事例「新ガイドライン“労働安全衛生を簡単に”」のように、中小企業に対し自社の規模と業務内容に応じて法規を遵守すればよいことなどを理解促進させる施策は、わが国でも求められる。

⑤ 企業等の依頼に応じた行政支援

米国の事例「現場コンサルティングプログラム」、「有害性評価プログラム（HHE）」、イギリスの事例「プラスチック製造業労働衛生監査キャンペーン」等、労働安全衛生行政による直接的な中小企業支援は、わが国でも労働

基準監督署がアスベスト等、ターゲットを絞り監査を実施しているが、企業や産業団体等からの個別依頼に応じる仕組みはなく、このような仕組みの構築が求められる。

⑥ 慈善団体や中小企業等組合への支援

イギリスの事例「慈善団体による中小企業安全支援」のような行政による財政支援に基づく慈善団体による中小企業の安全活動支援、フランスの事例「安全コーディネーター派遣」のような健康保険関連基金による財政支援に基づく中小企業組合、雇用主組合による安全活動支援は、わが国でも 2. であげた自主的な安全衛生活動が困難な状況にある中小企業に対し有効な施策であるといえる。

⑦ 中小企業への新たな規制による労働安全衛生推進

デンマークの事例「中小企業労働衛生支援」では、法により労働安全衛生推進機関への入会が義務づけられている。わが国でも、例えば、平成 27 年 7 月 1 日、労働安全衛生規則の改正により、足場組立等の作業に従事する者に対し特別教育が義務づけられ、日頃、任意の安全教育をあまり受講しない者（一人親方に多い）でもこの特別教育を積極的に受講している。このような現状を鑑みると、中小企業に対する新たな規制による労働安全衛生の推進も、有効な手段であることは否めない。

8 おわりに

本研究では、欧米諸国の中小企業を対象とした労働安全衛生行政施策について事例調査を行い、労働安全衛生行政経験者の指摘を踏まえ、これら事例のわが国への適用を検討した。

今後、労働災害の更なる防止には、労働災害防止団体などに属しておらず、人材面、資金面に余裕がなく自主的な労働安全衛生活動が困難である中小企業に対する支援が不可欠である。

本調査結果を基にわが国への適用について更なる検討を重ね、実効性の伴う行政施策を提案していきたい。

参考文献

- 1) 中央労働災害防止協会. 平成 28 年度版安全の指標. 2017.
- 2) 東京都水道局. 水道工事事故防止アクションプラン. 2013.
- 3) 国土交通省土地・建設産業局建設業課. 建設業許可業者数調査の結果について（概要）－建設業許可業者の現況（平成 29 年 3 月末現在）－. 2017.
- 4) 高木元也, 高橋明子. 中小企業に対する労働安全行政の指導に係る実態調査－建設業の特性に応じた安全指導の提示－. 土木学会論文集 F4（建設マネジメント）. 2015 ; Vol.71, No.4 : I_139- I_147.
- 5) 高木元也. 全産業における災害多発業種と中小企業の安全確保について. 安全工学シンポジウム. 2012 ; 126-127.
- 6) European Agency on Safety and Health at work HP. Improving occupational safety and health in SMEs : examples of effective assistance. 2003.

- 7) European Commission. A Partial and Fragile Recovery -Annual Report on European SMEs 2013/2014-. 2014.
- 8) SBE Council (URL : <http://sbecouncil.org/>). Small Business Facts & Data. 2015.
- 9) Eurostat. European Social Statistics - Accidents at Work and Work-Related Health Problems-. 2002.
- 10) European Commission (URL : <https://ec.europa.eu/>). 2015.
- 11) Occupational Safety and Health Administration (URL : <https://www.osha.gov/>). 2015.
- 12) National Institute of Occupational Safety and Health (URL : <https://www.cdc.gov/niosh/index.htm>). 2015.